

○国土交通省告示第五百七十三号

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第四十五号）附則第二条第三項及び第五項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令附則第二条第三項及び第五項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示を次のように定める。

令和五年六月五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令附則第二条第三項及び第五項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示

第一条 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第四十五号）附則第二条第三項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則（以下「協定規則」という。）第二百二十七号第三改訂版の規則11・9に基づき行われた認定以外のものとする。

第二条 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令附則第二条第五項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものは、FVA（協定規則第二百五号改訂版補足第二改訂版の規則2・20に規定す

るFVAをいう。)を表示する装置を有しない運転者席に係る認定とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。